

4 輸国第3768号
令和4年12月5日

一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会
会長 菱沼 義久 殿

農林水産大臣 野村哲郎

認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定について

貴殿の認定の申請について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第43条第6項の規定に基づき、下記のとおり、認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定をいたしましたので通知いたします。

記

1 認定農林水産物・食品輸出促進団体の名称

一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会
Japan Fruit and Vegetables Export Promotion Council

2 認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類

りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、
かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜